

答弁書第八一号

内閣参質一七六第八一号

平成二十二年十一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 仙谷 由 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員浜田昌良君提出自動車保険における保険金支払等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出自動車保険における保険金支払等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「任意保険における車両保険の保険金支払件数及び金額」については、損害保険料率算出機構において、平成二十年度の保険金支払件数は三百十三万三千百六十六件、金額は七千八十九億五百三十四万二千円と公表しているものと承知している。

また、「自動車事故にかかる示談に要した平均期間」及び「示談に至っていない自動車事故被害者が車両修理費用を自己負担している件数」については、把握していない。

二から四までについて

お尋ねの任意保険における「内払の実態」については、「内払」が行われた件数、金額のいずれも把握していない。任意保険は、商品内容を保険会社各社が設計し、内閣総理大臣の認可を経て販売されるものであるが、「内払」については、各社において、利用者ニーズ等を把握した上で判断されるべきものである。政府としては、適時適切な保険金等の支払を確保する観点から、保険会社に対する適切な監督を行ってまいりたい。

